

岩手県告示第257号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、調理師試験を次のとおり行う。

令和7年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

（１） 日時 令和7年10月25日（土） 午後1時30分から

（２） 場所

ア 盛岡地区合同庁舎 盛岡市内丸11番1号

イ 奥州地区合同庁舎分庁舎 奥州市水沢大手町五丁目5番地

ウ 釜石地区合同庁舎 釜石市新町6番50号

エ 久慈地区合同庁舎 久慈市八日町一丁目1番地

2 受験手続 受験申込書を令和7年5月19日（月）から同年6月6日（金）までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては岩手県県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。